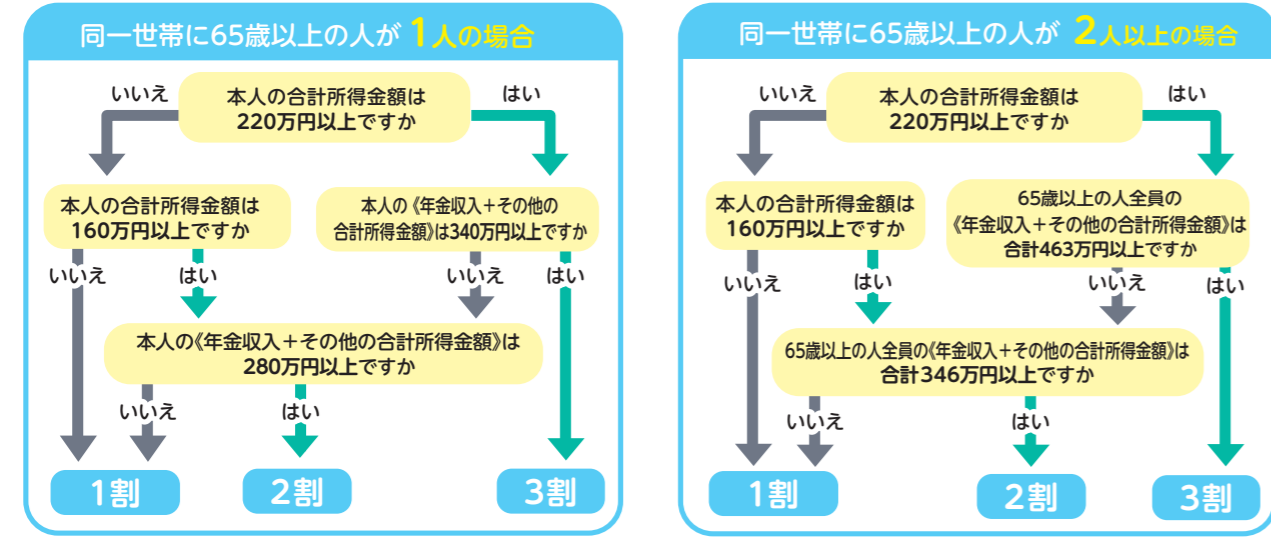


第6章 利用者負担について

費用の支払い

介護(予防)サービスを利用するときは、介護保険負担割合証に記載される利用者負担割合に応じて、サービス費用の1割～3割を事業者に支払います。利用者負担割合は、サービスを利用する人の所得や世帯構成によって判定されます。

利用者負担割合判定の流れ



● 65歳未満の人、住民税非課税の人、生活保護受給者は1割負担となります。

利用者負担額の例(目安)

要介護1、利用者負担割合が1割の人が、月15万円分の介護サービスを利用した場合・・・

支給限度額 167,650円

介護サービス費用額 150,000円

介護保険より給付 135,000円
利用者負担額 15,000円

※ 利用者負担額のほかに、食費、日常生活費などは全額自己負担となります。

支給限度額

要介護ごとに、介護保険が利用できるサービス費用の限度額が決められています。

要介護状態区分	居宅サービスの支給限度額(1か月)
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位
要介護1	16,765単位
要介護2	19,705単位
要介護3	27,048単位
要介護4	30,938単位
要介護5	36,217単位

※ 限度額を超えて介護サービスを利用した場合は、超えた分の費用は全額自己負担となります。

高額介護サービス費

在宅サービス(福祉用具購入費、住宅改修費を除く)および施設サービス(居住費等、食費を除く)における1か月の利用者負担額(1割～3割)が、一定金額(上限額)を超えたときは、超えた分が払い戻されます。上限額は所得に応じて下表のとおり設定されており、対象となる人には市から申請書が送付されます。支給を受けるためには申請書の提出が必要です。

負担区分	利用者負担上限額(1ヶ月)
住民税課税世帯(同一世帯の65歳以上の課税所得額で判定)	
課税所得 690万円(年収1,160万円)以上の人がある世帯	世帯 140,100円
課税所得 380万円(年収約770万円)以上、課税所得 690万円(年収約1,160万円)未満の人がある世帯	世帯 93,000円
上記に該当しない住民税課税世帯	世帯 44,400円
住民税非課税世帯	
本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計金額が82万6,500円以下の人	個人 15,000円
高齢福祉年金の受給者	世帯 24,600円
生活保護の受給者	世帯 15,000円

○ 「合計所得金額」は地方税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」を用います。

利用者負担額を軽減するために

介護保険では、所得が少ない人でも介護(予防)サービスを利用しやすくするために、さまざまな支援対策があります。

特定入所者介護(予防)サービス費(介護保険負担限度額認定)

低所得者の人の介護保険施設サービス、短期入所サービスを利用するときの居住費(滞在費)、食費の利用者負担額を軽減します。所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

申請および提示が必要です！

特定入所者介護サービス費を受けるためには、市に申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。対象になる人に「介護保険負担限度額認定証」を発行しますので、施設等へ提示してください。なお、有効期間は申請された月から次の7月末までです。

基準費用額(1日あたり)

施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額

居住費				食費
従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1,728円(1,231円)	437円(915円)	2,066円	1,728円	1,545円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合です。介護老人保健施設の多床室は、施設区分等、条件により、月8,000円程度値上がりします。

負担限度額(1日あたり)

対象となる人は以下の条件を満たす人です。
● 被保険者本人、配偶者、被保険者と同一世帯の人全員が住民税非課税である
● 被保険者本人および配偶者の預貯金額等の資産(下記の表参照)の合計金額が、所得の状況に応じた要件の金額以下である

利用者負担段階	預貯金等の資産の状況※1	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額※3	
		従来型個室※2	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室		
第1段階	生活保護受給者	要件なし					
	高齢福祉年金受給者	単身: 1,000万円 夫婦: 2,000万円	550円(380円)	0円	880円	550円	300円
第2段階	前年の合計所得金額+年金収入額が82万6,500円以下の人	単身: 650万円 夫婦: 1,650万円	550円(480円)	430円	880円	550円	390円【600円】
第3段階①	前年の合計所得金額+年金収入額が82万6,500円超120万円以下の人	単身: 550万円 夫婦: 1,550万円	1,370円(880円)	430円	1,370円	1,370円	680円【1,030円】
第3段階②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の人	単身: 500万円 夫婦: 1,500万円	1,470円(980円)	530円(430円)	1,470円	1,470円	1,420円【1,360円】

※1 第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、単身: 1,000万円、夫婦: 2,000万円
 ※2 介護老人福祉施設を利用した場合は()内の金額です
 ※3 短期入所生活介護を利用した場合は【 】内の金額です
 ※4 介護老人保健施設を利用した場合は()内の金額です。施設区分等、条件により、月3,000円程度値上がりします。
 ※5 「世帯全員」には、世帯分離している配偶者や内縁関係の人も含まれます。
 ※6 「合計所得金額」は地方税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」を用います。

● 虚偽の申告により、不正に支給を受けた場合には支給された額および最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

介護保険制度のしくみ
介護保険料に
サービスを利用するには
契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき
介護保険で利用できるサービス
利用者負担に
介護予防・日常生活支援総合事業
高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは
その他の在宅サービス